

青森県報

第四千二百三十二号

平成二十八年
十一月三十日
(水曜日)

目次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(林 政 課) ……一
- 漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……三
- 公有地売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……三
- 青森県防災ヘリコプターしらかみの売却に係る一般競争入札……………(消防保安課) ……四
- BNCI装置の購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……四

告 示

青森県告示第七百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十八年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所		廃止年月日
			名 称	所 在 地	
株式会社ピリブケア	青森市長島三丁目の一	重度訪問介護	ピリアセンプル	八戸市類家四丁目八の一	平成二六・〇・三
株式会社ピリブケア	青森市長島三丁目の一	居宅介護	ピリアセンプル	八戸市類家四丁目八の一	平成二六・〇・三
株式会社ピリブケア	青森市長島三丁目の一	居宅介護	ピリアセンプル	八戸市類家四丁目八の一	平成二六・〇・三

青森県告示第七百四十一号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
むつ市川内町館山下二二二の一、二二二の四、二二二の五、一七七、二二六の一、二二六の二、二六〇、二六二の一、二六三の一(次の図に示す部分に限る。)、二六三の一六三、二六三の一六六、二六三の一七一
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
川内町館山下二六三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百四十二号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十八年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年一月六日から同月十六日まで

備考

- 一 漁業種類 手線第二種漁業のうち、うにびき網漁業
- 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十一号の各漁業権漁場の区域
- 三 操業期間 平成二十九年二月一日から同年七月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 百四十一隻

青森県告示第七百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年十二月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	越水木造線	つがる市木造福原種元一六の一から つがる市木造福原常磐一三九まで		前	六・四〇メートルから 八・〇〇メートルまで	四一・〇〇メートル	
2	県道	水喰上北町 停車場線	上北郡東北町字往來ノ下三五の二から 上北郡東北町字乙越一〇八の四まで 上北郡東北町字往來ノ下二四の一から 上北郡東北町字乙越一〇九の一まで		前	四・三〇メートルから 六・四・七〇メートルまで	三四七・〇〇メートル	
					後	七・三〇メートルから 一三・〇〇メートルまで	四一・〇〇メートル	
					後	四・三〇メートルから 六・四・七〇メートルまで	三五〇・〇〇メートル	

青森県告示第七百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年十二月二十九日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道越水木造線	つがる市木造福原種元一六の一からつがる市木造福原常磐一三九まで	平成二・二・三〇

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
青森市大字油川字千刈二二八の六	雑種地	三、六二八平方メートル

二 予定価格

四千六十三万三千六百元

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎北棟二階A会議室

2 日時

平成二十九年一月十日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。
指定する用途
保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成二十八年十二月二十二日午後一時三十分から、青森市大字油川字千刈二二八の六において現場説明を行う。

青森県防災ヘリコプターしらかみの売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
青森県防災ヘリコプターしらかみの売却
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。
- 三 売却する物件を示す場所
青森市大字大谷字山ノ内六の二二八
青森県防災航空センター
- 四 売却する物件の構造を説明する書面及び契約条項を示す場所
青森市長島一丁目の一
青森県危機管理局消防保安課
- 五 入札及び開札の場所及び日時
- 1 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎北棟二階 災害対策本部室
- 2 日時
平成二十八年十二月二十日 午後一時
- 六 入札保証金及び契約保証金の額
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額
- 七 契約の締結

- 1 本件財産の売却に係る議会の議決があつたときに契約を締結する。
- 2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

八 代金の納入期限

防災ヘリコプター売買仮契約書別紙により定めた納入期限までに全額納入する。

九 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 平成二十八年十二月八日午後一時から午後二時までに青森県防災航空センターにおいて現場見学を行う。
- 3 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額をもつて落札価格とするので消費税及び地方消費税相当分を含めた金額を入札書に記載すること。
- 4 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

B N C T装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品（以下「購入物品」という。）の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
B N C T装置 一式
- 二 納入期限
平成三十年三月二十日
- 三 納入場所
入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

い者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の二又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十八年十二月十三日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十九年一月十一日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、

最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 本件物品の購入に係る議会の議決があったときに契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す

る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

BNCT system, One Set

2 Time limit for tender:

11 January, 2017

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City,

Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9104

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭